資料９

長久手市平成こども塾附属設備等使用要領

（目的）

第１条　この要領は、長久手市平成こども塾附属設備等（以下「かまど等」という。）の使用について、長久手市平成こども塾条例（平成１８年長久手町条例第１７号）第４条及び長久手市平成こども塾条例施行規則（平成２２年長久手町教育委員会規則第２号）第４条から第６条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第２条　使用時間は、午前９時から午後４時までとする。

（使用対象）

第３条　かまど等の使用対象は、次に掲げる事項を全て満たす団体又は２人以上のグループとする。

⑴　市内在住の者が半数以上であること。

⑵　小学生又は中学生の子どもを主体とし、その保護者又は監督者がいること。

⑶　前２号のほか、教育委員会が認めるもの。

（使用人数）

第４条　使用人数は、２人以上４０人程度までとする。

（使用手続の開始）

第５条　使用手続の開始は、使用希望日の２か月前からとする。

ただし、使用希望日の１か月前になっても使用希望者がない場合においては、第３条第３号の使用対象者でも使用することができる。

（薪の使用）

第６条　平成こども塾の薪を使用する場合は、１束単位で購入するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年１月４日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年１２月１日から施行する。